

令和3年度 第2回新潟県後期高齢者医療懇談会 次第

日時：令和4年2月1日（火）

午後1時30分～

場所：自治会館本館2階 201会議室

1 開会

2 懇談事項

(1) 令和4・5年度の保険料率の改定（案）について

3 その他

4 閉会

【配付資料】

資料1 : 令和4・5年度の保険料率の改定（案）について

資料1参考：保険料率算定における前回会議資料との変更点等

資料2 :

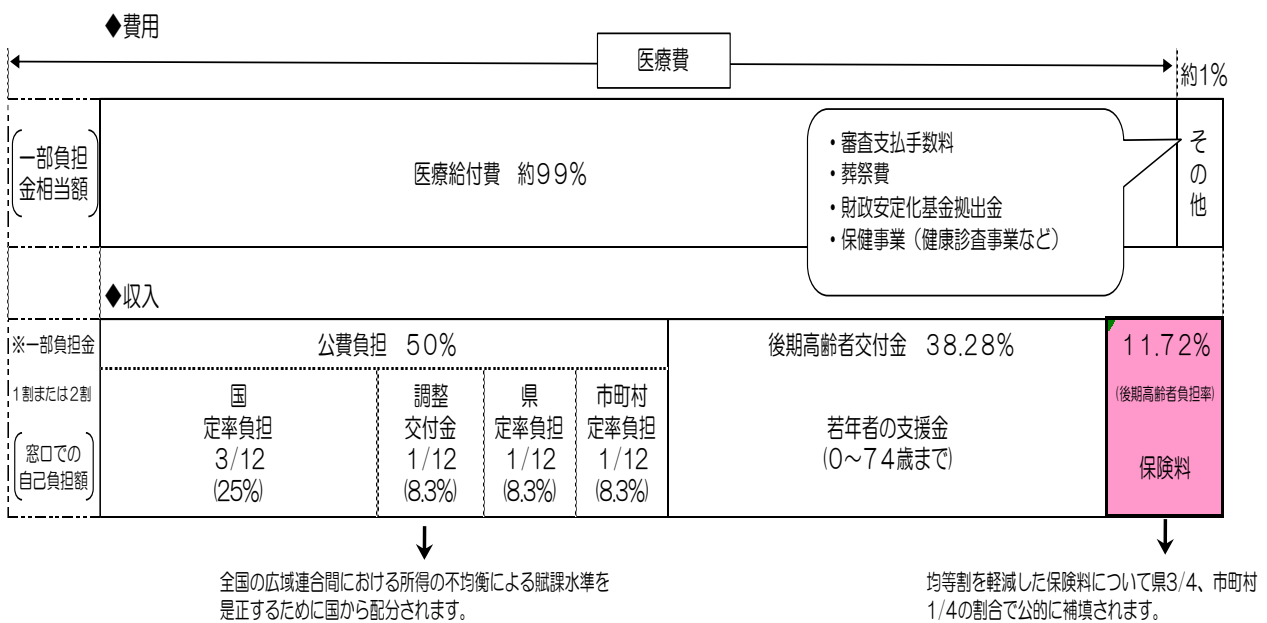
令和4・5年度の保険料率の改定（案）について

■概要

- ・後期高齢者医療制度では、財政の均衡を保つため、概ね2年に一度、保険料率の見直しを行うこととされています。（高齢者の医療の確保に関する法律第104条）
- ・今年度は令和4年度及び令和5年度の保険料率について見直しを行いました。国から示された基礎数値と、今後予想される被保険者数や医療費の動向を踏まえて算定を行った結果、剰余金の投入により、保険料率の据え置きとするものです。

■医療費と財源

- ・高齢者の医療費の財源について、約5割を公費、約4割を若い世代の保険料、残りの約1割を被保険者である高齢者が負担すべき保険料とすることにより、それぞれの負担割合を明確なものとしています。
- ・保険料は、高齢者の増加と若年者が減少することを踏まえ、双方の世代の負担の均衡を図るために、2年ごとに見直しを行います。国から示される後期高齢者の負担割合（後期高齢者負担率）は、年々増加傾向にあります。



※ 窓口負担3割負担の場合、公費負担はなく、「後期高齢者交付金」で賄われています。

■算定の条件

(1) 一人当たり医療給付費（新型コロナウイルス感染症の影響）

令和3年度は、実績値及び令和2年度との増減率により、算定

令和4年度から令和7年度は、新型コロナウイルス感染症の影響がない平成29年度から令和元年度の3年間の平均増減率により算定

令和3年度増減率 101.61% 令和4年度～令和7年度増減率 101.15%程度

(2) 診療報酬改定 ▲1.13%（後期高齢者医療に影響しないものを除いた率。看護の処遇改善のための特例的な対応+0.20%は令和4年10月から）

(3) 窓口負担割合2割導入の影響（令和4年10月から実施）

被保険者試算 導入前 3割（3.8%） 1割（96.2%）

導入後 3割（3.8%） 2割（16.4%） 1割（79.8%）

給付費への影響

（令和4年度）1,262百万円（一人当たり保険料331.6円）減

（令和5年度）3,147百万円（一人当たり保険料802.1円）減

(4) 後期高齢者負担率の増加 11.72%

(5) 保険料賦課限度額の引き上げ 66万円

(6) 医療財政調整基金（剰余金）残高見込み（令和3年度末） 60億円

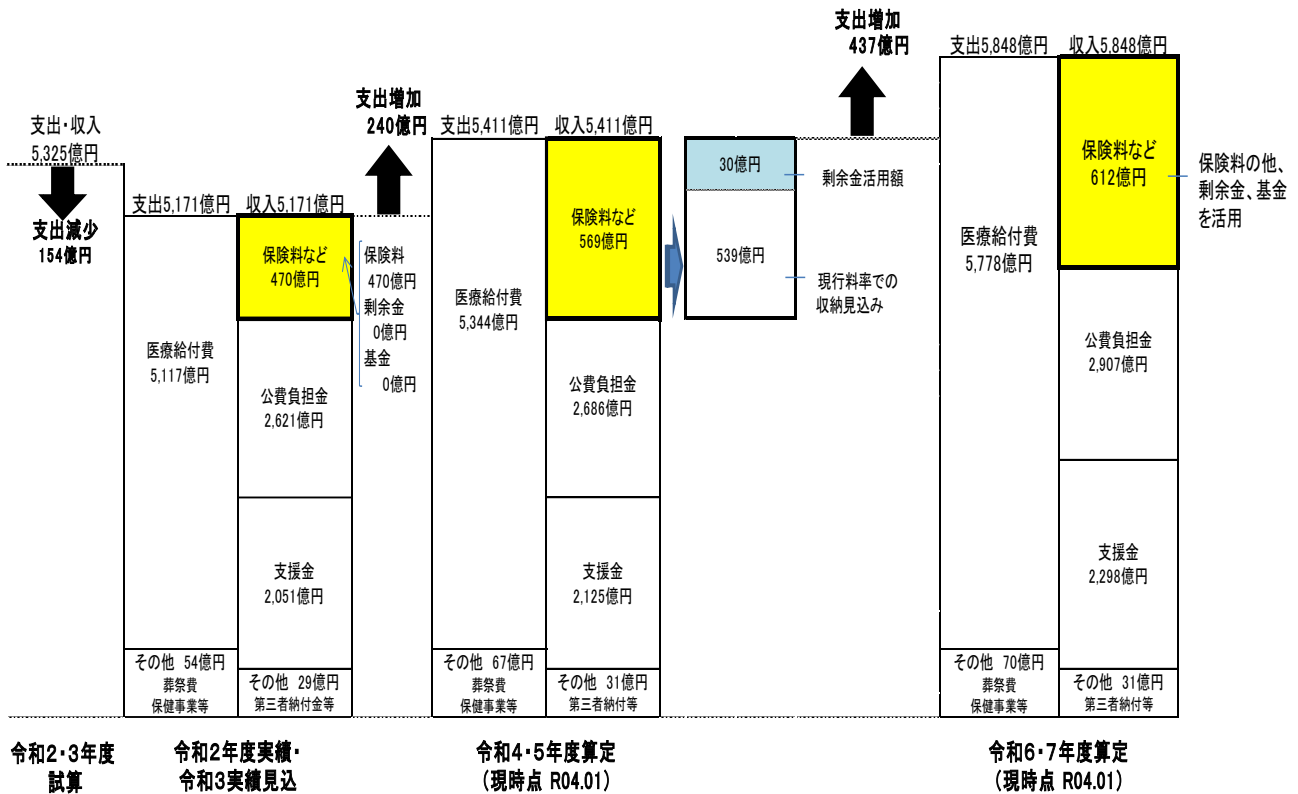
(7) 財政安定化基金（基金）残高見込み

R3末 34億円、R5末 40億円 → 取り崩し可能額 24億円

	平成30年度	令和元年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
被保険者数	372,095人	375,437人	(試算値)	373,556人	369,055人	380,572人	392,350人	404,461人	414,612人
(前年度との比較)	100.87%	100.90%	(実績・見込)	374,039人	370,943人	102.60%	103.09%	103.09%	102.51%
				99.63%	99.17%				
1人当たりの医療給付費	693,241円	702,366円	(試算値)	706,318円	712,523円	689,723円	693,129円	701,241円	709,547円
(前年度との比較)	99.84%	101.32%	(実績・見込)	681,420円	692,401円	99.61%	100.49%	101.17%	101.18%
				97.02%	101.61%				
医療給付費総額	2,580億円	2,637億円	(試算値)	2,638億円	2,630億円	2,625億円	2,719億円	2,836億円	2,942億円
(前年度との比較)	100.74%	102.21%	(実績・見込)	2,549億円	2,568億円	102.22%	103.58%	104.30%	103.74%
				99.66%	100.75%				
保険料の後期高齢者負担率	11.18%			11.41%		11.72%		(11.72%)	

■算定結果

(1)収支の見込み



- 現行料率で不足する30億円に剰余金を充て、現行料率を維持します。
- 剰余金の残額（30億円）と新潟県設置の財政安定化基金（24億円）は、次回令和6・7年度以降の医療費の増加等を見据え、今回は活用しません。

(2) 新保険料率 (案)

【新保険料率 (案)】		
均等割額	<u>40,400円</u>	(据え置き)
所得割率	<u>7.84%</u>	(据え置き)
平均保険料		
(軽減前)	<u>70,101円</u>	
(軽減後)	<u>54,621円</u>	

(参考) 剰余金を活用した場合の算定結果の比較

				令和4・5年度 算定 ()は現行料率との比較				令和6・7年度 試算 ()は令和4・5年度 算定との比較			
				剰余金の活用		均等割額	所得割額	2か年の平均保険料		均等割額	所得割額
区分	令和4・5年度	令和6・7年度	軽減前	軽減後	軽減前			軽減後			
現行の料率				40,400円	7.84%	70,101円	54,621円				
A	剰余金	0円	60億円	42,900円 (+2,500円) (+6.19%)	8.22% (+0.38 ポイント)	73,860円 (+3,759円) (+5.36%)	57,429円 (+2,808円) (+5.14%)	39,300円 (▲3,600円) (▲8.39%)	7.43% (▲0.79 ポイント)	67,639円 (▲6,221円) (▲8.42%)	52,561円 (▲4,868円) (▲8.48%)
B	剰余金	30億円	30億円	40,400円 (±0円)	7.84% (±0ポイント)	70,101円 (±0円)	54,621円 (±0円)	41,400円 (+1,000円) (+2.48%)	7.89% (+0.05 ポイント)	71,283円 (+1,182円) (+1.69%)	55,400円 (+779円) (+1.43%)
C	剰余金	60億円	0円	38,400円 (▲2,000円) (▲4.95%)	7.24% (▲0.60 ポイント)	66,105円 (▲3,996円) (▲5.70%)	51,365円 (▲3,256円) (▲5.96%)	43,500円 (+5,100円) (+13.28%)	8.37% (+1.13 ポイント)	74,944円 (+8,839円) (+13.37%)	58,296円 (+6,931円) (+13.49%)

(3) 改定保険料のモデルケース (単身世帯、年金収入のみの場合)

軽減対象の区分 (全被保者に占める割合)	収入額の例	新保険料 (現行と同額)
均等割7割軽減 (40.5%) 収入額168万円以下	168万円	23,800円
均等割5割軽減 (15.5%) 収入額196.5万円以下	196.5万円	54,300円
均等割2割軽減 (10.2%) 収入額220万円以下	220万円	84,800円
均等割 軽減なし (33.8%) 収入額220万円超	300万円	155,600円

■直近3期における保険料率の他広域連合との比較（全国順位）

		平成28・29年度	平成30・令和元年度	令和2・3年度	
均等割額	全国平均	45,289円	45,116円	46,987円	
	新潟県	35,300円（47位）	36,900円（47位）	40,400円（46位）	
	上位	1位	（福岡県）56,085円	（福岡県）56,085円	（福岡県）55,687円
		2位	（高知県）54,394円	（高知県）54,394円	（鹿児島県）55,100円
		3位	（徳島県）52,913円	（徳島県）52,913円	（徳島県）55,000円
	下位	45位	※1	（茨城県）39,500円	（山梨県）40,490円
		46位	（岩手県）38,000円	（岩手県）38,000円	（新潟県）40,400円
47位		（新潟県）35,300円	（新潟県）36,900円	（岩手県）38,000円	
所得割率	全国平均	9.09%	8.81%	9.12%	
	新潟県	7.15%（47位）	7.40%（46位）	7.84%（46位）	
	上位	1位	（高知県）11.42%	（高知県）11.42%	（北海道）10.98%
		2位	（福岡県）11.17%	（福岡県）10.83%	（福岡県）10.77%
		3位	（徳島県）10.98%	（北海道）10.59%	（大阪府）10.52%
	下位	45位	（青森県）7.41%	（青森県）7.41%	（山梨県）7.86%
		46位	（岩手県）7.36%	（新潟県）7.40%	（新潟県）7.84%
47位		（新潟県）7.15%	（岩手県）7.36%	（岩手県）7.36%	
1人当たり 平均保険料額 (軽減後・年額)	全国平均	67,908円	70,284円	76,764円	
	新潟県	41,556円（44位）	45,984円（44位）	53,988円（43位）	
	上位	1位	（東京都）95,496円	（東京都）97,128円	（東京都）101,052円
		2位	（神奈川県）91,584円	（神奈川県）88,992円	（神奈川県）96,252円
		3位	（愛知県）84,036円	（愛知県）82,860円	（愛知県）92,568円
	下位	45位	（岩手県）39,072円	（岩手県）43,236円	（青森県）50,940円
		46位	（青森県）38,364円	（青森県）41,700円	（岩手県）47,520円
47位		（秋田県）35,556円	（秋田県）39,252円	（秋田県）47,328円	

- 各保険料率改定時点における厚生労働省公表（4月公表）の「後期高齢者医療制度の保険料率等」に基づき算出
- ※1（平成28・29年度の均等割率45位）は、44位（39,500円）が2広域連合（茨城県・静岡県）あるため空欄

(1) 保険料賦課限度額の引き上げ

■趣 旨

国の保険料賦課限度額の見直しに伴い、保険料賦課限度額の引き上げを行います。

■引き上げの内容及び対象者数の推計

保険料賦課限度額を、64 万円から 66 万円に引き上げます。
 (対象者数 2,166 人、42 百万円の賦課額増)

■施行年月日

令和 4 年 4 月 1 日施行 (令和 4 年度以降の保険料から適用)

(2) 窓口負担割合 2 割の導入について

■概 要

後期高齢者の医療費の増大及び現役世代の減少に対応するため、令和 4 年 10 月から窓口負担割合 2 割が導入されます。

なお、長期にわたる外来受診について、急激な負担増を抑制するため、2 割負担になる者の外来受診の負担増加額について、最大でも月 3,000 円に収まるよう措置が導入されます。(施行後 3 年間の経過措置)

■対象人数

窓口負担割合	令和 4 年度		令和 5 年度
	4 月～9 月	10 月以降	
3 割	14,462 人		14,910 人
2 割		62,414 人	64,345 人
1 割	366,110 人	303,696 人	313,095 人
合 計	380,572 人		392,350 人

■費用への影響額（2割負担導入がない場合との比較）

①配慮措置の効果

◆配慮措置のない場合

	影響額	増減率
医療給付費（令和4年度）	▲1,349 百万円	▲0.51%
医療給付費（令和5年度）	▲3,420 百万円	▲1.24%

◆配慮措置のある場合

	影響額	増減率
医療給付費（令和4年度）	▲1,262 百万円	▲0.48%
医療給付費（令和5年度）	▲3,147 百万円	▲1.14%

配慮措置の効果（2割負担者の窓口負担額増加の抑制効果）

令和4年度 87 百万円

令和5年度 273 百万円

②2割負担の保険料への影響（配慮措置がある場合）

1人当たり保険料への影響→ 令和4年度 ▲331.6 円

令和5年度 ▲802.1 円

■財源への影響額（2割負担導入がない場合との比較）

◆配慮措置のある場合

上段：影響額
下段：増減率

	令和4年度	令和5年度
保険料	▲126 百万円 (▲0.45%)	▲306 百万円 (▲1.05%)
公費負担	▲631 百万円 (▲0.48%)	▲1,588 百万円 (▲1.15%)
支援金	▲505 百万円 (▲0.48%)	▲1,253 百万円 (▲1.15%)
その他	—	—
合計	▲1,262 百万円 (▲0.48%)	▲3,147 百万円 (▲1.14%)

保険料率算定における前回会議資料との変更点等

変更点	前回会議資料(R3. 11)	今回(新料率(案)算定)	変更の主な理由
被保険者数 (対前年度伸び率)	2年平均 386,561人 (+2. 86%) 令和4年度 380,675人 (+2. 62%) 令和5年度 392,447人 (+3. 09%)	2年平均 386,461人 (+2. 85%) 令和4年度 380,572人 (+2. 60%) 令和5年度 392,350人 (+3. 09%)	・算定時における直近(R3. 11末)の被保険者数実績を考慮して再推計を行ったことによる
一人当たり医療給付費 (対前年度伸び率)	2年平均 708,165円 (+1. 16%) 令和4年度 704,066円 (+1. 15%) 令和5年度 712,264円 (+1. 16%)	2年平均 691,426円 (+0. 05%) 令和4年度 689,723円 (▲0. 39%) 令和5年度 693,129円 (+0. 49%)	・算定時における直近(R3. 12支払分)の給付費実績、診療報酬改定及び窓口負担割合2割導入の影響を考慮して再推計を行ったことによる
医療給付費総額 (対前年度伸び率)	2年平均 273,774百万円 (+4. 05%) 令和4年度 268,021百万円 (+3. 80%) 令和5年度 279,526百万円 (+4. 29%)	2年平均 267,219百万円 (+2. 90%) 令和4年度 262,489百万円 (+2. 20%) 令和5年度 271,949百万円 (+3. 60%)	・上記に伴う被保険者数(A)及び一人当たり医療給付費(B)の推計値の変更による ※医療給付費総額=(A)×(B)
診療報酬改定	未算定	令和4年度改定 ▲1. 13% 後期高齢者医療分 内訳 (1) 診療報酬 +0. 33% ① ②~⑤を除く改定分 +0. 23% ② 看護の処遇改善分 (令和4年10月から) +0. 20% ③ リフィル処方箋の導入分▲0. 10% ④ 不妊治療対応分 } 対象外 ⑤ 小児の感染予防対策分 } (2) 薬価 ▲1. 44% ① 実勢価格等改定分 ▲1. 44% ② 不妊治療対応分 対象外 (3) 材料価格 ▲0. 02%	・厚生労働省事務連絡(R3. 12. 27)による
窓口負担割合 2割導入	未算定	令和4年10月から実施で算定	・厚生労働省事務連絡(R3. 12. 27)による
後期高齢者 負担率	11. 77%	11. 72%	・厚生労働省事務連絡(R3. 12. 27)による
賦課限度額	64万円	66万円	・厚生労働省事務連絡(R3. 12. 27)による
剰余金活用額	40億円	30億円	・医療給付費総額の精査により、剰余金活用額が減少
保険料率 (現行料率との比較)	均等割額: 40,900円 (+500円 +1. 24%) 所得割率: 7. 90% (+0. 06ポイント)	均等割額: 40,400円 据え置き 所得割率: 7. 84% 据え置き	・診療報酬改定等の基礎数値の変更 ・窓口負担割合2割導入の試算による医療給付費の減
平均保険料額	軽減前(2年平均) 70,376円 軽減後(2年平均) 54,681円	軽減前(2年平均) 70,101円 軽減後(2年平均) 54,621円	・上記保険料率をもとに算定

1 1人当たり医療給付費の算定（前回からの増減理由）

1人当たり医療給付費の推計は、2年平均で691,426円（第1回医療懇談会比▲16,739円）となりました。

減額の内訳は、医療給付費動向（▲3,718円）、診療報酬改定（▲7,352円）、窓口負担割合2割導入（▲5,669円）となりました。

		1人当たり医療給付費(円)								
		令和4年度算定			令和5年度算定			令和4・5年度算定(平均)		
			増減値	構成比(%)		増減値	構成比(%)		増減値	構成比(%)
第1回医療懇談会		704,066			712,264			708,165		
算定結果		689,723	▲14,343	100.00	693,129	▲19,135	100.00	691,426	▲16,739	100.00
増減内訳	医療給付費動向		▲3,695	25.76		▲3,741	19.55		▲3,718	22.21
	診療報酬改定		▲7,332	51.12		▲7,373	38.53		▲7,352	43.92
	窓口負担割合2割導入		▲3,316	23.12		▲8,021	41.92		▲5,669	33.87

2 窓口負担割合2割導入の算出方法

2割負担導入に伴う給付費の変更（2割負担者は、9割給付→8割給付（配慮措置あり）、1割負担者の減少）について算出しました。

負担増に伴う受診控えの影響は含めていません。